

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）における適合性判定について

建築物を建築しようとするときは原則、建築物エネルギー消費性能基準適合が必要です。
さらに、建築物が一定の規模を超えると原則、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける必要があります。
建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となる建築物については、建築物エネルギー消費性能基準に適合していなければ、建築基準法の確認済証を交付できません。

*上記についての詳細は、国土交通省のホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/shoenehou.html>

問い合わせ先

地域計画課 建築指導係

電話 22-4511 内線 3775